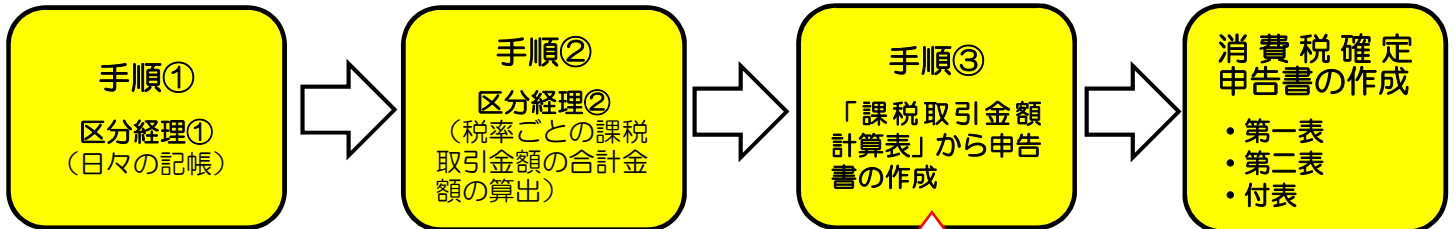


消費税の確定申告書を作成するためには、 「区分経理」が必要です！

令和元年10月1日から、消費税率の引き上げに合わせて消費税の軽減税率制度が実施されました。軽減税率対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある場合には、消費税確定申告書を作成するために、税率ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）が必要となります。

取引発生日から消費税確定申告書作成までの流れ



消費税の確定申告書の作成に当たっては、「課税取引金額計算表」を作成すると便利です。

消費税の軽減税率制度実施に伴い新たに作成を要する申告書様式

令和元年10月1日以降に終了する課税期間から、申告書第二表の作成が必要になります。最終的にこの「申告書」を作成するためには、課税期間内の取引（売上・仕入）を、8%（旧税率）、8%（軽減税率）と10%（標準税率）の税率ごとに合計しておく必要があります。作成手順は次ページ以降の①～③をご覧ください。

【参考】

	令和元年 9月30日 まで	令和元年10月1日 から	
	旧税率	軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7%	1.76%	2.2%
合計	8.0%	8.0%	10.0%

間違いやすいポイント

同じ8%でも9月30日までの旧税率と10月1日以後の軽減税率では、消費税率と地方消費税率が異なりますので、申告の際は、区分する必要があります。

令和元年分の消費税確定申告から、「確定申告書第一表」に加え、「確定申告書第二表」の作成が必要になりました。

【消費税の確定申告書第二表（課税標準額等の内訳書）】

The screenshot shows the 'Second Table' (課税標準額等の内訳書) with various sections for calculating taxable amounts and taxes. Red arrows point to specific calculation results: 112,277,000 for the total tax, 801,451 for the total tax including local consumption tax, and 437,472 for the total tax including local consumption tax for the reduced rate category.

【消費税確定申告書付表1-1】

区分	課税標準額 A	税率2%適用分 B	税率10%適用分 C	合計 D=A+B+C
軽減税率 6.24%	6,944,000	3,333,000	2,000,000	12,277,000
標準税率 7.8%	6,944,444	3,333,333	2,000,000	12,277,777
軽減税率 6.24%	437,472	207,979	156,000	801,451



手順①

区分経理①（日々の記帳）

収支内訳書等に記載の決算額には、税率ごとの区分がありませんので、**収支内訳書等からは消費税確定申告書の作成はできません**。消費税確定申告書作成のためには、**課税取引について、適用される税率ごとに区分**する必要があるほか、免税取引、非課税取引及び不課税取引について区分する必要があります。このため、日々の経理において、税率ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行う必要があります。

具体的には、次の帳簿の記載例のように、軽減税率が適用される取引には、帳簿の「摘要」欄に「※」などの記号を記載するとともに、帳簿の欄外に「※は軽減税率対象品目」と記載するなどの方法があります。

なお、各取引に係る請求書等において税率ごとに区分されている合計額（税込み）を帳簿へ転記します。

- ① 軽減税率対象品目に「※」等の記号を記載します。
- ② 「※」等の記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにします。

【売上】

納品書兼請求書（控）		No.45
令和元年10月2日		
東京商店 御中		
割り箸	550円	
牛肉 ※ ①	5,400円	
...		
合計	43,600円	
(10%対象)	22,000円	
(8%対象)	21,600円	
※ 軽減税率対象品目 ②		
〇〇商店		

【仕入】

領収証		No.32
令和元年10月7日		
〇〇商店 御中		
紙コップ	2,200円	
牛乳 ※	5,400円	
...		
合計	43,800円	
(10%対象)	33,000円	
(8%対象)	10,800円	
※ 軽減税率対象品目		
静岡商店		

帳簿の記載例（事業所得者用）													
① 令和元年 月 日	② 摘 要	③ 要 売	④ 上 雑	⑤ 収 入	⑥ 仕 入	⑦ 租税公課	⑧ 荷造運賃	⑨ 水道光熱費	⑩ 旅費交通費	⑪ 通信費	⑫ 広告宣伝費	⑬ 接待交際費	⑭ 損害保険料
10	掛売上 東京商店	22,000											
10	2 日用品 ※ ①	21,600											
10	5 食料品 ※	32,400											
10	現金仕入れ 静岡商店				33,000								
10	7 日用品 ※				10,800								
10	掛仕入 千葉商店				16,200								
10	9 食料品 ※												
10	現金租税公課 郵便局					10,000							
10	10 収入印紙(不)												
月計(8%)		1,000,000		200,000									
月計(10%)		800,000		120,000		10,000	2,200	2,100	8,800	5,500			
月計(不)													
月計(非)													
10	31	1,800,000		320,000		10,000	2,200	2,100	8,800	5,500			

11	28	1,200,000		300,000			3,200	2,200	9,800	6,600		10,000	
月計(8%)		700,000		100,000									
月計(10%)													
月計(不)													
月計(非)													
11	30	1,900,000		400,000			3,200	2,200	9,800	6,600		10,000	

12	28	1,400,000		190,000			3,500	4,500	2,400	5,900	4,000	210,000	
月計(8%)		700,000		260,000									
月計(10%)													
月計(不)													
月計(非)													
12	31	2,100,000		450,000			3,500	4,500	2,400	5,900	4,000	310,000	



【月末の集計について】

月末に、帳簿に記載されている事項と納品書や請求書、領収書などの原始記録を照合して、記載誤りや記載漏れがないかどうかをよく確かめた上で、帳簿の科目ごとに、その月の合計金額を計算します。

手順② 区分経理②（税率ごとの課税取引金額の合計金額の算出）

手順①で作成した帳簿や月別の総括集計表（科目ごとにその月の合計を記載したもの）を基に、各科目について、税率ごとの合計金額を算出します。次に、課税期間内の取引を課税取引になるもの（税率別）と課税取引にならないもの（免税取引、非課税取引及び不課税取引）に区分します。その結果を、「課税取引金額計算表」で整理しておく便利です。

【帳簿の年間取引の集計例】

① 令和元年 月 日	② 摘 要	③ 売 上	④ 雑 収 入	⑤ 仕 入	経 費							
					⑥ 租税公課	⑦ 荷造運賃	⑧ 水道光熱費	⑨ 旅費交通費	⑩ 通信費	⑪ 広告宣伝費	⑫ 接待交際費	⑬ 損害保
1～9月 小計	小計旧税率(8%)	7,500,000		1,300,000		7,800	27,000	79,000	46,000	10,000	280,000	
	小計(不)				20,000							
	小計(非)											
10～12月 小計	小計軽減税率(8%)	3,800,000		690,000							210,000	
	小計標準税率(10%)	2,200,000		480,000		8,900	8,800	21,000	18,000	4,000	110,000	
	小計(不)				10,000							
年間計	小計旧税率(8%)	7,500,000		1,300,000		7,800	27,000	79,000	46,000	10,000	280,000	
	小計軽減税率(8%)	3,800,000		690,000							210,000	
	小計標準税率(10%)	2,200,000		480,000		8,900	8,800	21,000	18,000	4,000	110,000	
	小計(不)				30,000							
	小計(非)											
	年間計	13,300,000		2,470,000	30,000	16,700	35,800	100,000	64,000	14,000	600,000	

課 税 取 引 金 額 計 算 表									
(令和 元年分)					(事業所得用)				
科 目	決 算 額	Aのうち課税取引にならないもの(※1)		Bのうち課税取引になるもの(※2)	Cのうち課税取引になるもの(※2)		Dのうち軽減税率(8%)適用分	Eのうち標準税率(10%)適用分	Fのうち軽減税率(8%)適用分
		A	B		C	D			
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	① 13,300,000			13,300,000		7,500,000		3,600,000	2,200,000
仕入金額	② 2,470,000			2,470,000		1,300,000		690,000	480,000
小 計	③ 2,470,000								
経費	④ 2,470,000								
租税公課	⑤ 30,000		30,000						
荷造運賃	⑥ 16,700			16,700		7,800		8,900	
水道光熱費	⑦ 35,800			35,800		27,000		8,800	
旅費交通費	⑧ 100,000			100,000		79,000		21,000	
通信費	⑨ 64,000			64,000		46,000		18,000	
広告宣伝費	⑩ 14,000			14,000		10,000		4,000	
接待交際費	⑪ 600,000			600,000		280,000		210,000	110,000
損害保険料	⑫								
修繕費	⑬								
消耗品費	⑭								
減価償却費	⑮								
福利厚生費	⑯								
給料賃金	⑰								
外注工賃	⑱								
利子割引料	⑲								
地代家賃	⑳								
貸倒金	㉑								
雑 費	㉒								
計	㉓ 860,500		30,000	830,500		449,800		210,000	170,700
差引金額	㉔ 3,330,500			3,300,500		1,749,800		900,000	650,700

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。

また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

帳簿の年間取引を集計し、売上、仕入、経費の科目ごとに「課税取引金額計算表」に転記していきます。



C欄 決算額(A欄)のうち、課税取引になるものの金額(決算額と課税取引にならないものの金額(B欄)の差額)を計算し、記載します。

D欄 C欄のうち、消費税率引上げ前(平成31年1月1日から令和元年9月30日まで)の税率(旧税率)が適用された金額を記載します。

E欄 C欄のうち、消費税率引上げ後の金額を、8%(軽減税率)適用分と10%(標準税率)適用分に区分し、8%分について記載します。

F欄 C欄のうち、消費税率引上げ後の金額を、8%(軽減税率)適用分と10%(標準税率)適用分に区分し、10%分について記載します。

手順③

「課税取引金額計算表」から申告書の作成

手順②で作成した課税取引金額計算表を基に、売上金額については課税売上高計算表、仕入金額については課税仕入高計算表を経由して各種付表を作成し、その付表を基に申告書第一表・第二表を作成します。

「課税取引金額計算表」、「課税売上高計算表」及び「課税仕入高計算表」については、国税庁ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

なお、「課税取引金額計算表」については、法人の事業者の方もご利用いただけます。

また、申告書作成の詳細については、パンフレット「令和元年分 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き 個人事業者用」等をご覧ください（国税庁ホームページに掲載されています）。

科目	決算額	Aのうち課税取引にならないもの(※1)	課税取引金額(A-B)	B1.8.30以前(※2)のうちII税率6.3%適用分	B1.10.1以後(※2)のうち軽減税率6.24%適用分	B1.10.1以後(※2)のうち標準税率7.8%適用分
売上(収入)金額(雑収入を含む)	① 13,300,000		13,300,000	7,500,000	3,600,000	2,200,000
売上商品価額高	② 2,470,000		2,470,000	1,300,000	690,000	480,000
仕入金額	③ 2,470,000					
小計	④ 2,470,000					
期末商品価額高	⑤ 2,470,000					
差引原価	⑥ 2,470,000					
差引金額	⑦ 10,830,000					
租税公課	⑧ 30,000	30,000				
荷造運賃	⑨ 16,700		16,700	7,800		8,900
水道光熱費	⑩ 35,800		35,800	27,000		8,800
旅費交通費	⑪ 100,000		100,000	79,000		21,000

1) 事業所得に係る課税売上高	会 額	うちB1.8.30以前(※2)のうちII税率6.3%適用分	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分
営業等課税売上高	① 13,300,000	7,500,000	3,600,000	2,200,000
農業課税売上高	②			
課税売上高の合計額(①+②+③+④)	⑤ 13,300,000	7,500,000	3,600,000	2,200,000
6) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算				
(1) 期末の繰越切替で(1) 前期(前)表1-2の①-1C欄へ(前期課税用)表4-2の①-1C欄へ	⑥ 7,500,000			
(2) 期末の繰越切替で(1) 前期(前)表1-2の①-1D欄へ(前期課税用)表4-1の①-1D欄へ	⑦ 3,600,000			
(3) 期末の繰越切替で(1) 前期(前)表1-2の①-1E欄へ(前期課税用)表4-1の①-1E欄へ	⑧ 2,200,000			
(4) 期末の繰越切替で(1) 前期(前)表1-2の①-1F欄へ(前期課税用)表4-1の①-1F欄へ	⑨ 6,944,444			
(5) 期末の繰越切替で(1) 前期(前)表1-2の①-1G欄へ(前期課税用)表4-1の①-1G欄へ	⑩ 3,333,333			
(6) 期末の繰越切替で(1) 前期(前)表1-2の①-1H欄へ(前期課税用)表4-1の①-1H欄へ	⑪ 2,000,000			

課税標準	平成31・1・1～令和元・12・31	令和元・1・1～令和元・12・31	令和元・1・1～令和元・12・31	令和元・1・1～令和元・12・31
標準税率	③ 6,944,444	④ 3,333,333	⑤ 2,000,000	⑥ 12,277,777
出税資産の譲渡等の対価の額	⑦ 6,944,444	⑧ 3,333,333	⑨ 2,000,000	⑩ 12,277,777
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪ 6,944,444	⑫ 3,333,333	⑬ 2,000,000	⑭ 12,277,777

課税売上高計算表において、税率ごとの税込みの売上金額から、税率ごとの税抜きの売上金額を算出し、付表に記載します。

中小事業者の税額計算の特例

令和元年10月1日（軽減税率制度実施後）から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者^(注)については、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

計算の特例の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

(注) 中小事業者とは、基準期間（前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

簡易課税制度

簡易課税制度とは、課税売上高から納付する消費税額を計算する制度です。

具体的には、課税期間における課税標準額に対する消費税額に、事業区分ごとに定められたみなし仕入率を掛けて計算した金額が仕入控除税額となります。したがって、税率ごとに区分した課税売上高が把握できれば、納付する消費税額を算出することができます。

簡易課税に係る制度及び申告方法の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。
【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



軽減税率制度に関する情報は、以下のキーワードで検索！

国税庁 軽減税率

検索

最新の軽減税率説明会の開催日程は、
こちらから

